

瀬戸内町総合評価方式（特別簡易型）における価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準（令和8年度）

【土木】（土木一式工事）

2千5百万円以上単体型（工事の内容等特別な理由がある場合は、この限りではない。）

※特別な理由とは＝その工事が早期に完了しないことにより町民生活や町民経済に多大な影響があることが予想される場合で、建設工事資格者推薦委員会において審議されて認められたもの。

1 企業の施工能力

1-②：令和7年度中の瀬戸内町発注工事の指名停止の件数 （-0.5点）

指名停止の回数1回につき （-0.5点）下限なし

1-③：総合評価方式による工事受注量 （-1.5点～0点）

0件 （0点）

1件 （-0.5点）

2件 （-1.0点）

3件以上 （-1.5点）

2 配置予定技術者の能力

3 地域貢献度

3-①：地域への貢献（エ項目0点～0.1点）

エ 消防団員の雇用 （0.1点）

3-②：災害協定について （0点～0.5点）

町との災害協定の締結 （0.5点）

1 企業の施工能力の詳細

1-②：令和7年度中に瀬戸内町から指名停止を受けた件数について

令和7年度中に瀬戸内町から指名停止を受けたことがある場合

○指名停止の回数1回につき（-0.5点）下限無し

- ・指名停止日が令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間で指名停止がある場合は減点。
- ・指名停止の内容は問わない。

1-③：総合評価方式による工事受注量

総合評価方式による工事受注量

○0件（0点）

○1件（-0.5点）

○2件（-1.0点）

○3件以上（-1.5点）

- ・瀬戸内町発注の総合評価落札方式による土木一式工事で、令和8年10月1日から令和9年3月31日の期間に落札候補者又は落札決定となった工事の受注量とします。

※同日に複数の工事の開札がある場合に落札候補者又は落札決定を受けた企業は、以降の同日発注業種工事案件は辞退扱いとする。また、瀬戸内町建設工事指名業者選定要領第3条の「同一工区を複数工区に分割し、同日中に入札に付し難いもので、別々に改めて入札に付するものにあっては、既に落札した工事進捗が7割を超えている場合は、入札に参加させることができる。」（抜粋）を適用し、建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会において、同一工区と認めら工事進捗が7割に達していない場合は、推薦しないものとする。

2 配置予定技術者の能力の詳細

3 地域貢献度の詳細

3-①：地域への貢献について

地域への貢献

エ 消防団員の雇用（0.1点）

- ・エの消防団員雇用（役員または常勤の従業員）は、入札公告日または指名通知発行日までに消防団員証の交付を受けている場合に限り加点対象となります。

3-②：災害協定について

町との災害協定の締結（0.5点）

- ・町との災害協定を締結している団体に加入しているか。
または、企業単独で町との災害協定を締結しているか。